

各 位

本店所在地 東京都渋谷区渋谷二丁目1番1号  
 会社名 株式会社アイレップ  
 代表者 代表取締役社長 紺野 俊介  
 (コード番号:2132)  
 問合せ先 取締役管理本部長 室井 智有  
 電話番号 03-5464-3398 (代)  
 URL <http://www.irep.co.jp/>

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成21年12月18日に開催予定の第12回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 変更の理由

- (1) 事業の拡大に伴い、現行定款第2条（目的）におきまして、事業目的の追加を行うものであります。
- (2) 平成16年6月9日に公布された「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成16年法律第88号）が平成21年1月5日に施行され、上場株式は一斉に振替株式に変更されたこと（いわゆる「株券の電子化」をいいます。）から、これに対応するために、株券の存在を前提とした規定の削除及びその他所要の変更を行うものであります。また、本変更に係る経過的な措置を定めるため附則を設けるものです。  
 (変更案附則第1条及び第2条)
- (3) 株主の皆様のご権利行使に関する手続を株式取扱規程の中で定めることを明確にするため、現行定款第10条（株式取扱規程）におきまして、所要の変更を行うものであります。
- (4) その他、上記変更に伴う条数の変更を行うものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更箇所を示します。)

現行定款	変更案
第2条（目的） 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. 企業の販売促進の企画、立案、実施 2. 経営コンサルティング業 3. 各種市場調査の企画、立案、実施 4. 広告代理業 5. 有料職業紹介業 6. 一般労働者派遣事業	第2条（目的） 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. 企業の販売促進の企画、立案、実施 2. 経営コンサルティング業 3. 各種市場調査の企画、立案、実施 4. 広告代理業 5. 有料職業紹介業 6. 一般労働者派遣事業

7. コンピュータ並びにその周辺機器及び通信機器の販売
8. コンピュータソフトウェアの開発・販売
9. 不動産の売買、賃貸借、管理、仲介、斡旋、鑑定及びこれらの代理並びにコンサルティング業

(新設)

(新設)

10. 前各号に付帯する一切の事業

第7条 (株券の発行)

当社は株式に係る株券を発行する。

第8条 (自己の株式の取得)

(条文省略)

第9条 (株主名簿管理人)

当社は株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。
3. 当社の株主名簿 (実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。

第10条 (株式取扱規程)

当社の株式に関する取り扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第11条

～ (条文省略)

第13条

第14条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主 (実質株主を含む。以下同じ。) に対して提供したものとみなすことができる。

7. コンピュータ並びにその周辺機器及び通信機器の販売

8. コンピュータソフトウェアの開発・販売

9. 不動産の売買、賃貸借、管理、仲介、斡旋、鑑定及びこれらの代理並びにコンサルティング業

10. ウェブサイトの売買及び売買の仲介

11. 環境関連商材の販売

12. 前各号に付帯する一切の事業

(削除)

第7条 (自己の株式の取得)

(現行どおり)

第8条 (株主名簿管理人)

当社は株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。
3. 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。

第9条 (株式取扱規程)

当社の株主権行使の手続その他株式に関する取り扱いは、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第10条

～ (現行どおり)

第12条

第13条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

<p>第15条 ～ 第47条</p> <p>(条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>第14条 ～ 第46条</p> <p>(現行どおり)</p> <p>附 則</p> <p>第1条  <u>当社の株券喪失登録簿の作成及び備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取り扱わない。</u></p> <p>第2条  <u>前条及び本条は、平成22年1月5日まで有効とし、同日の経過をもって前条及び本条を削除する。</u></p>
--	--

以上